

受け入れ可能な土地

森、林、草はら、湿地など

野生動植物が生育、生息する豊かな土地

登記上の地目が「山林」「原野」「保安林」等

日常的な維持管理を必要としない土地



ご相談が必要な土地

農地（登記上の地目が「田」や「畑」）

スギ、ヒノキ等が多く植えられている土地

宅地（建物が建っている土地、更地）

道路や住宅に接している土地

草刈り等の定期的な管理が必要な土地

抵当権が設定されている土地

共有名義の土地

トラブルをかかえている土地



*当協会のトラスト地としての受入れが難しい場合、換金・弁護士等への紹介等の対応も可能です。
(別途料金がかかる場合があります)

遺贈寄付のお手続きにつきまして、当協会の連携機関をご紹介しますことも可能です。まずはご一報ください。

お問い合わせ

公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会（遺贈・寄付担当）

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル

TEL 03-5979-8031（平日9:00～18:00）

FAX 03-5979-8032

E-mail office@ntrust.or.jp

HP https://www.ntrust.or.jp/



当協会の会員団体など、各地のナショナル・トラスト団体へのご寄付をご希望の場合は、ご紹介致します

遺贈
寄付
やを
お考えの方に

皆様の善意を力に変えて、
日本の美しい自然を
守り続けてまいります



公益社団法人
日本ナショナル・トラスト協会
The Association of National Trusts in Japan

遺贈やご寄付をお考えの方に

遺贈や
寄付の
お願い



美しいスミレが咲いていた草はら、ウグイスが春を告げていた森、
身近な自然が次々と失われています。
自然と共存することで、子供たちは生き生きと生活し、
人間だけが生きているのではないことを知り、思いやる心がはぐくまれます。
そして私たちは、自分の経済的な豊かさを求めガムシャラに働いているとき、
ふと心の空洞に気がきます。
こどもたちや将来の人々に何を渡せばよいのかがわかってきます。

「公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会」は、1992年、全国のナショナル・トラスト活動の拠点となる組織として設立されました。皆様の善意で自ら土地を取得し、かけがえのない財産である自然を、子どもたちや孫、そして将来世代に引き継いでいきます。
当協会では全国で60か所のトラスト地を取得しています。そのうちの3カ所をご紹介します。



アマミノクロウサギ・トラスト

奄美大島。アマミノクロウサギなどの生息地を守ります。



京都・嵐山の森トラスト

自然豊かな山々が歴史的風土を形成しています。



長良川清流の森トラスト

岐阜市街地に残る身近な森で良好な自然景勝地となっています。

金銭の 遺贈・寄付

自然破壊が進むなか、当協会では、多くの生き物がすむ森や湿原、そして草はらなどの自然地の買い取りを進めています。

当協会がナショナル・トラスト活動により取得した土地は永続的に守られますが、その過程で現地調査や維持管理等も必要になってきます。

土地の 寄付

当協会では、土地のご寄付も受け入れています。

その土地をいただくことができるかどうかは、自然の質や周辺環境などの視点から、総合的に判断させていただいています（詳細は、裏面別表をご参照ください）。

土地贈与手続きの際には、現地確認費用、登録免許税等の実費のご負担をお願いしています。

土地のご寄付に加えて、可能な範囲で金銭的なご寄付をいただければ大変助かります。

土地の贈与は、その土地の状況を確認する必要があるため、可能な限り生前贈与をお願いしております（現在利用している土地を除く）。

当協会が取得した60ヶ所のトラスト地のうち56ヶ所が土地のご寄付によるものです。

包括遺贈

ご相談により、包括遺贈も承っています。

